

2018年7月

お得意先様 各位

販売元:ユニペックス株式会社

製造元:日本電音株式会社

旧規則のワイヤレスマイクについて修理対応のご案内

拝啓 酷暑の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。さて掲題の通り、旧規則ワイヤレスマイクの修理対応につきましてご案内させていただきます。

何卒、ご理解とご容赦を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

-記-

不必要な電波(不要電波)をできる限り低減させることによって、電波利用環境の維持、向上及び電波利用の推進を図るため、WRC(世界無線通信会議)において、無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に関する無線通信規則(RR)の改正が行われました。

この改正により、旧スプリアス規格(不明なものも含まれます。)の無線設備については、その使用期限が2022年(平成34年)11月30日までとなっております。

これらの改正を受け、当社アフターサービス課では該当する機種のご修理に期日を設けさせて頂き、2019年(平成31年)1月1日以降、対応を終了させて頂くことになりました。

使用期限以前でもご修理ができない製品につきましては、お買い替えをお願い申し上げます。

新旧規定の識別は当社ホームページのお知らせ

<http://www.unipex.co.jp/news/newslst.php>

または総務省のホームページからも検索可能です。

<http://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>

※1999年(平成11年)3月以降分の検索が可能です。

それ以前のもので、検索で表示されない場合は旧規定になります。

認証ラベルの剥がれ、認証番号が解読出来ないものは、当社営業所までご連絡をお願い致します。

このような理由から、今回はご修理をさせて頂くことができなくても、次回は承ることができなくなる製品がございます。何卒、ご理解とご容赦をお願い申し上げます。

尚、旧スプリアス規格の特定小電力無線機器(ワイヤレスマイク)の使用期限を超えて使用した場合、電波法違反になり、罰則・罰金(1年以下の懲役または100万以下の罰金)の対象になります。

旧製品を所持しているだけで電波法違反となる場合がありますので、ご注意をお願い致します。

以上